

福岡県私立学校経常費補助金(特別支援教育加算)の概要

この補助金は、私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）が、特別な支援を必要とする園児一人一人の教育的ニーズを把握し、心身障がいの種別及び程度に応じ適切な指導及び必要な支援を行うことに対して交付するものです。

1 補助の対象となる経費

特別な支援を必要とする園児の教育に係る経常的経費（幼稚園等の運営費：人件費、教育研究経費、管理経費、設備関係支出等）の一部として交付されます。

2 対象となる園児

福岡県私立学校経常費補助金交付要綱運用基準（別紙1参照）に定めるア～キまでのいずれかに該当する園児で、保護者の同意書に加え以下の書類の提出が可能な方が対象となります（いずれか1つで可）。

- ① 医師による判定書（又は診断書※障がいの種類・程度等が分かる内容が記載されているもの）
- ② 身体障害者手帳の写し
- ③ 療育手帳の写し
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の写し
- ⑤ 市町村等が設置する専門機関の通園（所）証明書
（※通園（所）期間、障がいの種類・程度等、症状が分かる内容が記載されているもの。
ただし、経過相談や経過観察のみを目的とした通園（所）は不可。）
- ⑥ 児童相談所の判定書
- ⑦ その他上記に類する証明書等
（※通所受給者証や検査結果のみが記載されている意見書・報告書は不可）

※証明書等の申請にあたっては、専門機関等の審査等の手続きにより、発行までに時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

3 個人情報の取扱い

提出いただいた診断書・手帳等及び保護者の同意書については、当該補助金の審査以外には使用しません。

また、その取扱いには十分留意いたします。

特別支援教育加算について

1 対象となる園児の範囲

福岡県私立学校経常費補助金交付要綱運用基準に定める以下のアからキに該当する園児

- ア 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に定める心身の故障の程度に該当する園児
- イ 身体障害者手帳の交付を受けた身体障がいがある園児（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、心臓・呼吸器の機能障がいがある者等）又は身体機能に障がいがあると専門医師が診断した園児
- ウ 療育手帳の交付を受けた知的障がいがある園児又は精神発達遅滞のため専門の療育機関に通所している園児又は精神発達の程度に遅れがみられると児童相談所等の判定機関若しくは医師が判定した園児
- エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障がいがある園児又は精神障がい（発達障がいを含む。）があると医師が診断した園児
- オ 病弱あるいは身体虚弱で、その状態が長期にわたる生活規制を必要とする程度であると医師が診断した園児
- カ 身体障がい、知的障がい等が伴う言語障がいのために専門機関に通所している園児又は言語障がいがあると医師が診断した園児
- キ 知的障がい、病弱等が伴う情緒障がいのため専門の療育機関に通所している園児又は情緒障がいがあると医師が診断した園児

2 福岡県私立学校経常費補助金交付要綱運用基準のアについて

学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３および障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（平成２５年１０月４日２５文科初第７５６号）に準拠する。

○ 種類・程度

種 類	程 度	判 定 者
視覚障がい	拡大鏡等によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	医 師
聴覚障がい	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	医 師
知的障がい	知的発達等の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	医師もしくは 児童相談所等 の判定機関
肢体不自由	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	医 師
言語障がい	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障がいの主として他の障がいに起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	医 師 もしくは 専門機関
情緒障がい	1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 2 主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	医 師 もしくは 専門機関
病弱虚弱	1 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	医 師